

〈あましん〉

外貨普通預金

外貨定期預金

米ドルなどの外国通貨で
お預け入れいただく商品です。
利息も外貨でお受取いただけます。
通貨によっては円貨に比べて
高金利が期待出来ます。

外貨普通預金・外貨定期預金は、
お取引内容に応じた
「Aブランド優遇サービス」の対象です。

米ドル・ユーロについて、
お預入れ時・お引き出し時の為替手数料を
50銭優遇いたします。

〈あましん〉で
一緒に始めて
みませんか？

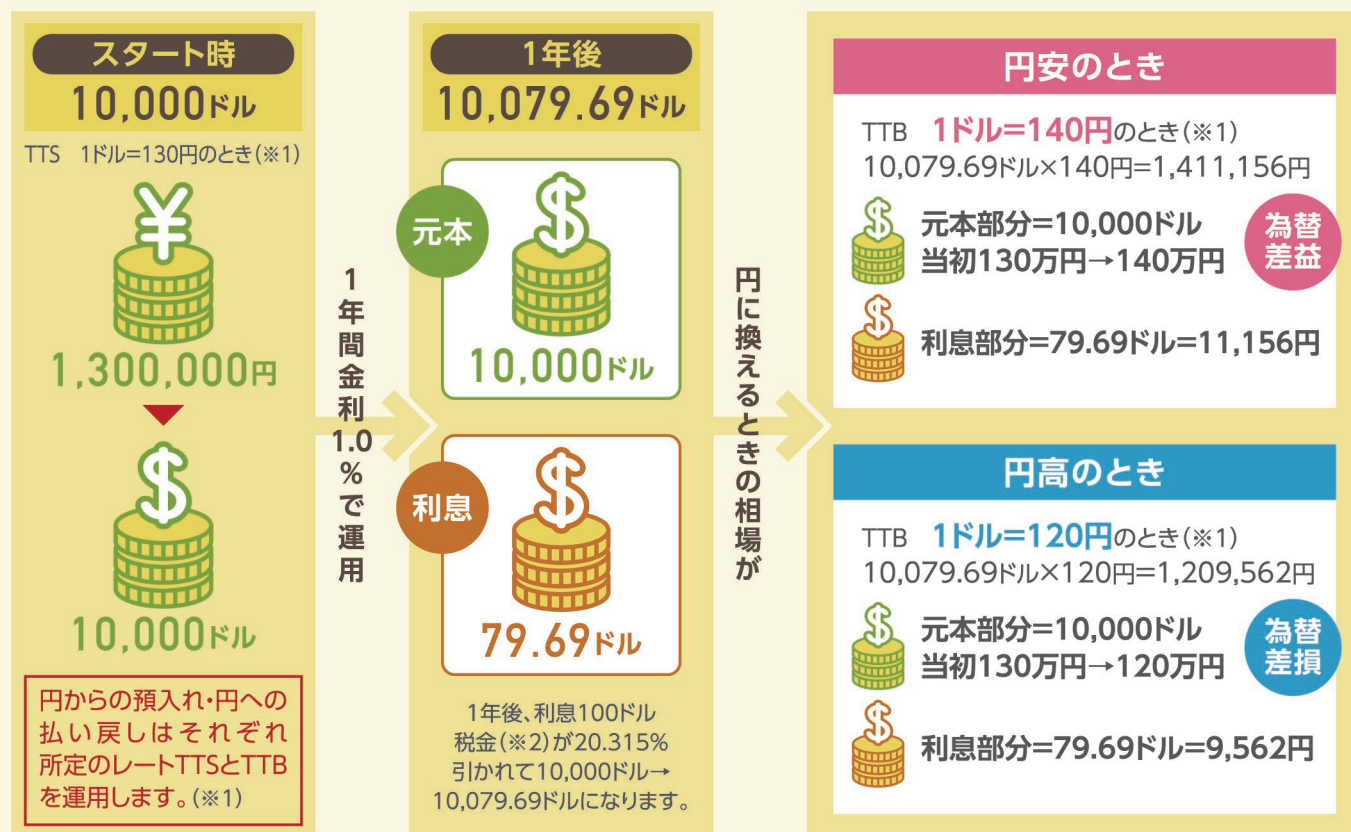


外貨預金には、為替変動リスク【為替相場の変動により、お引き出し時の受取元利円貨額が、お預入れ時の払い込み円貨額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスク】があります。

外貨預金のしくみ

130万円を米ドルで1年間、金利1.0%で運用した場合

個人の例



外貨普通預金・外貨定期預金に関するご留意事項

必ずお読み下さい

- ・外貨預金は預金保険の対象外です。
- ・外貨預金のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません。
- ・外貨預金は非課税(マル優)のお取扱はできません。
- ・外貨預金には、為替変動リスク(為替相場の変動により、お引出し時の受取元利金円貨額が、お預入れ時の払い込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスク)があります。
- ・円を外貨に交換する際(お預け入れ時)の相場(TTS相場)および外貨を円に交換する際(お引き出し時)の相場(TTB相場)は、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭の為替手数料を含んだ当金庫所定のレートを適用します。したがって、為替相場の変動がない場合でも、往復の為替手数料(例えば1米ドルあたり2円、1ユーロあたり3円)がかかるため、お受取の外貨の円換算額が外貨預金お預入れ時の払い込み円貨額を下回る(円貨ベースで元本割れとなる)リスクがあります。(※1)
- ・利子所得は、法人のお客様は総合課税、個人のお客様は源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)として課税されます。(2013年1月1日～2037年12月31日までに受取る利息については、復興特別所得税として0.315%が追加課税されています。)(※2)
- ・為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の方で為替差益を含めた、給与所得や退職所得以外の所得の合計が年間20万円以下の場合は申告不要です。
- ・為替差損は、黒字の雑所得から控除することができます。他の所得区分との損益通算はできません。くわしくは、お客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談下さい。
- ・外貨定期預金は期日前の解約は原則としてお取り扱いできません。やむを得ない事情で期日前に解約する場合、解約日の当該通貨ごとの外貨普通預金利率を適用します。ただし、当該通貨ごとの外貨普通預金利率が外貨定期預金の当初預入利率を上回る場合には、当初の預入利率を適用します。

外貨普通預金・外貨定期預金のお預入れに関しては、必ず、外貨普通預金契約締結前交付書面・外貨定期預金契約締結前交付書面の内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断下さい。

(2023年6月)